

平成28年度 第1回小田原市いじめ防止対策調査会

日時：平成28年7月5日（火）

午後3時30分から

場所：おだわら市民交流センター

UMECO 会議室7

次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 小田原市いじめ問題対策連絡会での検討状況について

(2) 不登校重大事態への対応について

(3) その他

3. 閉 会

小田原市いじめ防止対策調査会 委員名簿

任期（平成 27 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日）

選出区分	氏名	備 考
学識経験者	嶋崎 政男 (会長)	神田外語大学教授
社会福祉士	芦田 正博 (会長職務代理者)	ソーシャルワークオフィス テディ
精神科医	南 達哉	神奈川県立こども医療センター
弁護士	田代 宰	弁護士法人前島綜合法律事務所
臨床心理士	小倉 直子	小田原短期大学保育学科 講師

平成28年度 第1回小田原市いじめ防止対策調査会 席次

おだわら市民交流センターUMECO 会議室7

嶋崎会長

芦田委員

田代委員

【書記】
高瀬
係長

小倉委員

南委員

【書記】
佐久間
主査

柏木 教育総務課長	隅田 教育部副部長	内田 教育部長	栢沼 教育長	市川 教育指導課長	石井 指導・相談担当課長
--------------	--------------	------------	-----------	--------------	-----------------

小学校長会 新玉小 長澤校長	中学校長会 白山中 西村校長	宮坂 指導主事	瀬戸 指導主事
----------------------	----------------------	------------	------------

受付

傍聴席(10名)

いじめ防止対策をより効果的な取組としていくために

～「情報連携」から一歩進んだ「行動連携」をめざして～

平成 27 年度 第 2 回小田原市いじめ問題対策連絡会

1. 日時 平成 28 年 2 月 1 日（月） 15 時 30 分～ 17 時

2. 場所 小田原市役所 601 会議室

3. 協議事項

(1) いじめ防止対策をより効果的な取組にしていくために

(2) いじめの未然防止に向けた取組への具体策について

(3) その他

小田原市いじめ問題対策連絡会委員名簿

※敬称略

No.	団体名等	役職	氏名
1	小田原市自治会総連合	監事	野崎 忠
2	小田原市 P T A 連絡協議会	会長	大木 健一
3	小田原市青少年問題協議会	副会長	橋本 輝夫
4	小田原市人権擁護委員協議会	会長	成本 喜代子
5	小田原地区保護司会	会長	渡邊 俊之
6	小田原市民生委員児童委員協議会	児童部会長	田近 公榮
7	小田原少年補導員連絡会	理事	片野 孝司
8	小田原市立小学校長会	東富水小校長	田中 誠
9	小田原市立中学校長会	酒匂中校長	濱野 顕彦
10	小田原市立小学校教頭会	前羽小教頭	立花 康臣
11	小田原市立中学校教頭会	城南中教頭	石井 朝方
12	横浜地方法務局西湘二宮支局	支局長	出口 郁恵
13	小田原児童相談所	所長	高橋 文明
14	小田原警察署生活安全課	課長	錦織 基剛
15	小田原市スクールボランティア チーフコーディネーター		大塚 聡子

1. 現在の取組状況

(1) 家庭・地域と学校との連携の具体例（現状実施）

- ①子どもを見守る活動
 - あいさつ運動、見守り活動
登下校時の見守り、挨拶週間、全市一斉あいさつ運動、交通安全指導など
 - 地域における文化的、体育的活動ほか
健民祭、地域の祭礼、地域一斉清掃、など
 - パトロールの実施
青少年の健全育成を目的とし、祭礼時、長期休業中、夜間等、のパトロールの実施
 - 自主防災組織の運営に係わる連携
児童・生徒が地域の防災訓練等に参加
 - スクールボランティア等による学校支援活動
学習支援活動、環境整備活動、登下校・安全パトロール等
- ②広報・啓発活動
 - 各種広報、啓発活動の実施
自治会回覧板や掲示板の活用
 - 児童・生徒たちの携帯電話等の使用に関する講習会等の開催
少年補導員連絡会、小田原署スクールサポーター、携帯電話会社等を講師として集会や新入生説明会時等に開催
- ③個別の事案への対応
 - 児童・生徒の家庭の問題へのアプローチ
学校、児童相談所、警察、県警少年相談保護センター、子育て政策課、青少年課等と連携して対応

(2) 関係機関と学校との連携の具体例（現状実施）

- ① 子どもを見守る活動
 - 相談窓口の設置
ユーステレホンコーナー（県警少年相談・保護センター）
子ども人権110番（横浜地方方法務局人権擁護課）
子ども・家庭110番（児童相談所）
教育相談センター（神奈川県立総合教育センター 亀井野庁舎）
小田原市青少年相談センター
小田原市教育委員会教育指導課 教育相談、教育相談電話
 - ネットいじめ対応
県警サイバー犯罪相談窓口等への相談、プライバシーの侵害等に係る法務局への相談
- ② 広報・啓発活動
 - 非行防止教室の実施
県警少年相談保護センターと連携しH25年度全中学校で実施
 - 子供の人権SOSミニレター
人権擁護委員や法務局職員による手紙や電話での相談活動
- ③ 個別の事案への対応
 - ケース会議、ネットワーク会議の開催
家庭支援の視点から、児童相談所、相談センター、市の子育て政策課や生活支援課等と

連携し対応

○問題行動を繰り返す児童・生徒や保護者へのアプローチ

学校、家庭が小田原警察署生活安全課少年係、県警少年相談保護センター等と連携

2. 現在の取組状況（各団体からの事前聴き取りから）

（1）意識、心構え、大切にすべきこと

- ・いじめは犯罪である、重大なことであるという周知を粘り強く行う。
- ・いじめ対策する側は、いじめはなくなると認識を持つこと。全体へはいじめをなくそうという啓発を。
- ・早期発見と初動を大切にす。小さい芽から摘むことで、問題が大きくなることを防ぐ。
→情報収集・共有のための認識として
- ・遊ぶこと、学ぶこと、働くことをとおして、他者との出会い・ふれあい・伝え合いを広げ、自信とつながりを育んでいく。そのチャンスは学校にも家庭にも地域にもあると考える。

（2）取組の具体例、成果など

①家庭、地域、各団体、各機関では

- ・毎年4小学校、2保育園で「人権教室」を開催しており、啓発として手ごたえを感じている。「子どもの人権SOSミニレター」でも多くの相談を受けている。
- ・市内パトロールやサイバー教室を実施したり、新入学児童保護者説明会等の学校行事等に参加したりして「いろんな大人が見守っている」ということをアピールするようにしている。
- ・スクールボランティアとともに、スマホの扱い、危険情報の勉強会等、生徒や保護者を対象としたイベントを開催している。
- ・警察官やスクールサポーター、少年補導員による講習会を実施
- ・相談窓口の設置（子どもの人権110番、インターネット人権相談、子どもの人権SOSレター）
- ・いじめ事案の触法通告ケースについては、児童及び保護者に対して児童福祉法の趣旨にのっとり、心理学的・社会的判定をもとに、再発防止に向けた支援・指導を行っている。
- ・保護者等からの相談を受け、助言をしたり相手方への指導を行ったりしている。状況により事件化する。

②学校では

・家庭や地域と連携した取組

地域行事等にボランティアとして参加（地域貢献、自己有用感の育成）

スクールボランティア活動や学校活動での見守りや触れ合い、あいさつ運動／

学校評議員、民生委員・児童委員との情報交換／育成会によるパトロール／地域防災訓練への参加／学校と地域との相互情報提供システムの確立

・関係機関や団体等と連携した取組

関係機関と連携した相談活動や有効なネットワークの構築／人権教室やケータイ教室の実施／

・学校独自の取組

生徒会主体のいじめ撲滅キャンペーンの実施／話しやすい雰囲気づくり、開かれた学校づくり／生徒の不安、不満の軽減、居場所づくり／職員がいじめ対応の習得

(3) 今後に向けた課題など

①未然防止に向けて

- ・例としていじめ防止標語を生徒に考えてもらい、地域に看板を立て周知する。
- ・いじめの実例を出して、小さいいじめから重大事件のいじめまで今一度検討して二度と起こさないよう、日常の点検が必要だと思う。
- ・いじめ防止では「生徒を見守る、共に育てる」こと。そのための「ふれあい強化」や「地域での役割意識の醸成」に努めていく
- ・いじめ対応では「地域を含んだ指導力向上、情報共有」が必要であり、地域で子供たちを育てるという意識をつくる。

②早期発見・早期対応に向けて

- ・いじめ問題の解決を学校だけに任せないで保護者と一緒に解決していく、そのために PTA と密接に連携を持ち共に解決できる体制とする。
- ・保護者にもいじめ問題に理解・認識してもらい、子どもの変化や心情などをよくみてもらい、何かあったら必ず、学校（担任の先生）に連絡する制度をつくる。
- ・いじめ認知後、誰に、どのように連絡すれば良いかを各家庭等へしっかり周知する。
- ・いじめアンケートについては、統計としてまとめるのではなく、子どもの声を聴くための手段としたい。内容を学校で確認し、状況によっては児童や保護者（場合によっては地域団体も）とも連絡し対応を検討する。
- ・（事件化も視野に入れていることから）事件化のみでは解決しないこともある。
- ・効果的な周知を行い、実行性のある取組とすること。情報収集だけでなく、関係機関と連携していじめの防止、被害者の救済を図ること
- ・いじめは校外で起きているケースも多いと思われることから、学校・家庭・地域との連携を図るべきである。地域からの情報提供がある場合については、個人情報保護等を踏まえた回答で構わないので、学校でのその後の対応を説明していただきたい。
- ・いじめの被害を受けた児童生徒の保護者の講話を聞き「いじめ」について考える場をつくってほしい。保護者も参加し、「いじめ」について話し合っていただきたい。
- ・学校評議員会、民生委員・児童委員との情報交換は定期的な会議のため、タイムリーでない場合もある。

いじめの未然防止に向けた取組への具体策について（各団体からの事前聴き取りから）

（１） 意識、心構え、大切にすべきこと

- ・いじめは犯罪であること、最悪の場合は死に繋がりがねない重大なことであると認識し、繰り返し周知する。
- ・いじめはなくならないという認識をすることが必要⇒全体にはいじめをなくそうという啓発をすることが大切である。
- ・いじめの背景にある問題の解決に取り組む必要がある。
- ・早期発見、早期対応が重要。学校・家庭・地域・行政の総ぐるみで連携強化が必要である。
- ・学校・家庭・地域と各機関や団体が協調・連携し「気づき、温かい目、隙間を埋める」活動に取り組んでいきたい。
- ・大人に対する周知・啓発が十分ではないと感じる。組織に属さない方たちへの効果的な啓発に課題がある。
- ・いじめだけでなく、暴力や差別等にも目を向けたい。
- ・大人（家族、教員、地域の）が子供の微妙な変化に気づくことが大切である。
- ・待っているではなく、大人が積極的に手を差し伸べる活動を大切にしたい。
- ・子どもが相談できる環境を整えることが必要。そのために、命の大切さや人権尊重についての教育、大人が子どもの微妙な変化に気づくこと、安心して相談できる複数の窓口があること。

（２） 市全体（行政含む）で

- ・いじめられている当人が申し出られる窓口（受付ポスト等）を設置する。その受付用紙のひな形を検討していく。（学校、行政等も含めて）情報が寄せられた場合は、偶然目撃したふりをするなどして対応をしていく。
- ・市のいじめ対策について広く周知できるよう、連絡会主催で「いじめ防止対策合同連絡会（仮称）」を開催する。その後各団体でできることを実施。
- ・生徒、保護者向けリーフレットを発行する。内容は、サイン発見のポイントや人権教育の重視、学校・保護者・地域での対応について等。
- ・学校、家庭、地域が一体となったいじめ啓発週間（月間）の位置づけ等。
- ・親への子育て支援（精神的に支えるようなもの）が重要である。乳幼児期に定期健康診断と抱き合わせで実施する。保護者の「思春期への理解」を深めることも重要である。
- ・いじめのない社会実現へのアピールとして「いきいき子供写真コンテスト」等を開催し、いじめのない社会実現のアピールを行っていく。
- ・市の広報等でのPR活動
- ・啓発グッズを配布するキャンペーンの実施

(3) 地域で

- ・地域をつないで子供を地域の中で、面で見守っていく。まずは、地域活動への参加促進を図る。

(4) 家庭（保護者）で

- ・子どもをとりまく環境下のコミュニケーションが大事。保護者同士のつながり強化でいじめを防げることもある。
- ・家庭内での子どもとのふれあいを大切にすることで、社会全体に目を向け、人を傷つけることが無くなると思う。
- ・学校、家庭の相互情報交換の強化や、PTAとの連携。
- ・学校以外にも誰もが気軽に相談できる場をつくり、皆へ周知していく。

(5) 学校で

- ・保護者・地域を対象とする研修会、講習会の実施
- ・外部講師を招いた学習の場への保護者・地域の参加よびかけ
- ・学校公開日におけるいじめに関する授業の実施
- ・職員が地域に出て行き実情を伝え協力を仰ぐ
- ・学校だより、〇〇だより、HP等による情報発信

○ いじめ対策に係る関係機関とその役割について

項目/進捗	未然防止への対応	個別事案への対応	重大事態への対応
<p>アプローチの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見(微妙な変化をキャッチ) ・いろいろな大人が子供を見守る ・開かれた学校づくり ・人権教育を進める(命の大切さ) ・子供の居場所づくり ・ふれあい強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の不安、保護者の思いに寄り添い受け止める ・多様な窓口の設置とその周知 ・初動を重視する ・タイムリーな対応 ・いじめの背景にある問題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の明確化(公平性・中立性) ・再発防止方法の検討 ・事実としっかり向き合おうとする姿勢が重要 ・調査は、いじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげること ・プライバシー保護に配慮
<p>関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・青少年相談センター ・警察署生活安全課 ・市役所福祉関係部局 ・医療機関 ・法務局(西湘二宮支局) ・家庭裁判所 【専門家】 ・精神科医/弁護士/臨床心理士/社会福祉士/大学教授 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室(全中学校で実施:県警少年保護センター) ・子供の人権SOSミニレター 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困っている子供への支援 ・保護者への支援 <p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・青少年相談センター ・神奈川県西部青少年サポート相談室 ・かながわ子ども・若者総合相談センター(県立青少年センター) ・いじめ相談ダイヤル(文部科学省) ・いじめ110番(県立総合教育センター教育相談センター) ・メール相談(県立総合教育センター教育相談センター) ・ユーステレホンコーナー(県警少年相談・保護センター) ・子ども人権110番(横浜地方法務局人権擁護課) ・インターネット人権相談 ・子どもの人権相談SOSレター 	<p>【連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県教育委員会 ・警察署生活安全課 ・小田原児童相談所 ・青少年相談センター ・家庭裁判所
<p>児童・生徒/家庭(保護者)</p>			
<p>学校</p> <p>「いじめ防止対策のための基本的な方針」</p>	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会等 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会主体のいじめ撲滅キャンペーン ・アンケート調査(いじめ、生活) ・日常の点検 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会等 ・児童指導委員会等 ・情報交換会 ・ケース会議 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査(いじめ、生活) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめをした生徒に対し毅然とした指導を行う。 ・学習面での遅れや悩みを解消していく必要がある。 ・周辺の児童生徒、教職員から多角的に情報収集する。
<p>教育委員会</p> <p>「いじめ防止対策推進法」 「小田原市いじめ防止基本方針」</p>	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡会 ・いじめ防止対策調査会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援チーム ・リーフレットの発行 ・広報啓発 ・講演会等の開催 	<p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談、教育相談電話 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策調査会 ・総合教育会議 ・いじめ問題再調査会
<p>地域団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会総連合 ・PTA連絡協議会 ・青少年問題協議会 ・人権擁護委員協議会 ・保護司会 ・民生委員児童委員協議会 ・少年補導員連絡会 ・スクールボランティア 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡会 ・学校評議員会/学校運営協議会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動、見守り運動、交通安全指導 ・パトロール ・サイバー教室 ・地域との活動(県民祭、祭礼、清掃、防災など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となって子供たちを守る(連携強化/セーフティネットづくり) ・いじめの現状把握 ・地域でいじめをなくそうとしている姿勢の表明 	

不登校の状況について

1. 平成27年度小田原市における不登校の状況

(1) 過去5年間の不登校者数及び不登校出現率

【小学校】

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	不登校者数	率 (%)	不登校者数	率 (%)	不登校者数	率 (%)	不登校者数	率 (%)	不登校者数	率 (%)
全国	22,622	0.33	21,175	0.31	24,175	0.36	25,866	0.39		
神奈川県	2,149	0.46	1,908	0.41	2,179	0.47	2,433	0.53		
小田原市	70	0.67	47	0.48	53	0.54	56	0.58	75	0.80

【中学校】

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	不登校者数	率 (%)	不登校者数	率 (%)	不登校者数	率 (%)	不登校者数	率 (%)	不登校者数	率 (%)
全国	94,836	2.64	91,446	2.56	95,181	2.69	97,036	2.76		
神奈川県	7,132	3.43	6,646	3.17	6,802	3.24	6,898	3.30		
小田原市	196	3.86	164	3.21	156	3.12	163	3.27	160	3.28

※全国は国・公・私立、県・小田原は公立校のデータ

※平成27年度は速報値（平成28年3月末の調査による）

(2) 学年別不登校者数の分布

平成27年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	小中計	
	4	11	5	13	14	28	33	65	62		235
		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑		
平成26年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	小中計	
	6	4	5	11	18	12	44	54	65		219
		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑		
平成25年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	小中計	
	2	4	7	16	7	15	33	51	72		207

(分析)

- ・平成26年度に小学校を卒業し、平成27年度に中学校に入学した学年、平成25年度に小学校を卒業し、平成26年度に中学校に入学した学年、ともに不登校者数が約3倍に増加している。
- ・中1から中3へ進級していくにつれても、不登校者数が増加している。
- ・中1ギャップといわれる時期の支援が課題である。

(3) 欠席日数別分布

【小学校】

	30～59日	60～89日	90～119日	120～149日	150～179日	180日以上	計
平成27年度	25	19	8	10	7	6	75
平成26年度	18	15	8	6	5	4	56
平成25年度	20	18	4	7	3	1	53

【中学校】

	30～59日	60～89日	90～119日	120～149日	150～179日	180日以上	計
平成27年度	37	31	24	21	22	25	160
平成26年度	34	29	29	31	25	15	163
平成25年度	30	34	22	27	25	18	156

2. 平成26年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査〔速報値〕

2 長期欠席・不登校児童・生徒の状況【公立小・中学校】

(2-1) 学年別不登校児童・生徒数

区分	小学校							中学校				合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	1年生	2年生	3年生	計	
不登校児童・生徒数	138	193	312	432	599	769	2,443	1,698	2,401	2,821	6,920	9,363

(2-2) 欠席日数別不登校児童・生徒の状況

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数											
			30日～59日		60日～89日		90日～119日		120日～149日		150日～179日		180日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	138	65	47.1	27	19.6	20	14.5	12	8.7	7	5.1	7	5.1
	2年生	193	87	45.1	37	19.2	26	13.5	13	6.7	11	5.7	19	9.8
	3年生	312	129	41.3	65	20.8	46	14.7	24	7.7	16	5.1	32	10.3
	4年生	432	149	34.5	82	19.0	65	15.0	39	9.0	40	9.3	57	13.2
	5年生	599	203	33.9	134	22.4	72	12.0	70	11.7	63	10.5	57	9.5
	6年生	769	213	27.7	143	18.6	113	14.7	96	12.5	87	11.3	117	15.2
	計	2,443	846	34.6	488	20.0	342	14.0	254	10.4	224	9.2	289	11.8
中学校	1年生	1,698	491	28.9	332	19.6	264	15.5	256	15.1	168	9.9	187	11.0
	2年生	2,401	567	23.6	383	16.0	344	14.3	277	11.5	317	13.2	513	21.4
	3年生	2,821	529	18.8	400	14.2	418	14.8	438	15.5	491	17.4	545	19.3
	計	6,920	1,587	22.9	1,115	16.1	1,026	14.8	971	14.0	976	14.1	1,245	18.0
合計	合計	9,363	2,433	26.0	1,603	17.1	1,368	14.6	1,225	13.1	1,200	12.8	1,534	16.4

(2-3) 不登校児童・生徒の在籍学校数

区分	公立学校総数 (A)(校)	不登校児童・生徒 在籍学校数(B)(校)	比率(%) (B/A×100)
小学校	856	673	78.6
中学校	414	404	97.6
計	1,270	1,077	84.8

(2-4) 不登校になったきっかけと考えられる状況

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校に係る状況	865	35.4	3,336	48.2	4,201	44.9
いじめ	46	1.9	160	2.3	206	2.2
いじめを除く友人関係をめぐる問題	318	13.0	1,389	20.1	1,707	18.2
教職員との関係をめぐる問題	112	4.6	157	2.3	269	2.9
学業の不振	283	11.6	909	13.1	1,192	12.7
進路にかかる不安	17	0.7	145	2.1	162	1.7
クラブ活動、部活動等への不適應	3	0.1	214	3.1	217	2.3
学校のきまり等をめぐる問題	15	0.6	144	2.1	159	1.7
入学、転編入学、進級時の不適應	71	2.9	218	3.2	289	3.1
家庭に係る状況	1,112	45.5	1,643	23.7	2,755	29.4
家庭の生活環境の急激な変化	257	10.5	399	5.8	656	7.0
親子関係をめぐる問題	686	28.1	876	12.7	1,562	16.7
家庭内の不和	169	6.9	368	5.3	537	5.7
本人に係る状況	2,306	94.4	6,567	94.9	8,873	94.8
病気による欠席	345	14.1	692	10.0	1,037	11.1
あそび・非行	23	0.9	687	9.9	710	7.6
無気力	512	21.0	2,095	30.3	2,607	27.8
不安など情緒的混乱	1,090	44.6	2,433	35.2	3,523	37.6
意図的な拒否	185	7.6	370	5.3	555	5.9
その他本人に関わる問題	151	6.2	290	4.2	441	4.7
その他	168	6.9	55	0.8	223	2.4
不明	55	2.3	136	2.0	191	2.0
不登校児童・生徒数	2,443		6,920		9,363	

(注1)複数回答を可とする。(各区分の人数の合計は不登校児童・生徒数とはならない)

(注2)構成比は、各区分における不登校児童・生徒数に対する割合

(2-5) 不登校児童・生徒への指導結果状況

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	1,169	47.9	2,912	42.1	4,081	43.6
指導中の児童・生徒	1,274	52.1	4,008	57.9	5,282	56.4
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒	500	20.5	1,764	25.5	2,264	24.2

(2-6)「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	割合(%)	校数(校)	割合(%)	校数(校)	割合(%)
学校内での指導の改善工夫						
不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	136	20.2	150	37.1	286	26.6
全ての教師が当該児童・生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	166	24.7	184	45.5	350	32.5
教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	148	22.0	91	22.5	239	22.2
養護教諭が専門的に指導にあたった。	139	20.7	121	30.0	260	24.1
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。	233	34.6	274	67.8	507	47.1
友人関係を改善するための指導を行った。	146	21.7	149	36.9	295	27.4
教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	209	31.1	202	50.0	411	38.2
授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った。	113	16.8	98	24.3	211	19.6
様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した。	194	28.8	118	29.2	312	29.0
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	233	34.6	230	56.9	463	43.0
家庭への働きかけ						
登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。	332	49.3	258	63.9	590	54.8
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	225	33.4	288	71.3	513	47.6
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	235	34.9	179	44.3	414	38.4
他の機関との連携						
教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	152	22.6	166	41.1	318	29.5
病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	69	10.3	76	18.8	145	13.5
その他	17	2.5	15	3.7	32	3.0

(注1)複数回答を可とする。(各区分の学校数の合計は不登校児童・生徒の在籍学校数の合計とはならない) (注2)割合は、各区分における不登校児童・生徒の在籍する学校数に対する割合

不登校重大事態に係る調査の指針

平成 2 8 年 3 月

文部科学省初等中等教育局

目次

第1 調査の目的

第2 重大事態に該当するか否かの判断

1 判断主体

2 基準時

3 「認める」の意味

第3 重大事態発生時の措置

1 発生の報告

(1) 報告先

(2) 報告内容(例)

(3) 報告時期等

(4) 教育委員への迅速な報告等

2 調査の実施

(1) 調査主体の決定

(2) 調査の実施方法

(3) 調査結果の取りまとめ

3 今後の支援方策

4 対象児童生徒・保護者への情報提供

5 結果についての地方公共団体の長等への報告

第1 調査の目的

本指針は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間¹学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項第2号）事態（以下「不登校重大事態」という。）に係る調査（具体的には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査）の指針である。

法第28条第1項の規定による調査は、条文上「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に実施するものとされているが、不登校重大事態に係る同項の規定による調査（以下単に「調査」という。）の目的は、具体的には、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が欠席を余儀なくされている状況を解消し²、対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことである。

そのため、具体的には「重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする」ための調査を行うこととなるが、「因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき」（基本方針）である。そして、調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校及び設置者は、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

なお、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う必要がある。ただし、第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない（基本方針）。

¹ 「相当の期間」の意義については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である（基本方針）。

² 対象児童生徒が欠席を余儀なくされている状況の解消は、調査の大きな目的の一つであるが、同時に、調査を通じていじめが確認された場合はいじめをした児童生徒に対して毅然（きぜん）とした指導を行う必要があることはもとより、学校及び設置者においては、対象児童生徒の学習面における遅れや悩みを解消していく必要があること等にも留意すべきである。また、不登校の原因はいじめの被害も含めて複合的である場合も考えられる。学校及び学校の設置者はいじめの解決のみならず、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学校復帰に向けた支援を適切に行うことが必要である。

第2 不登校重大事態に該当するか否かの判断

1 判断主体

調査は、「学校の設置者又はその設置する学校」が、重大事態に該当すると「認める」ときに行うものとされている（法第28条第1項）。

したがって、重大事態に該当するか否かを判断するのは、学校の設置者（以下単に「設置者」という。）又は学校である。

不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が30日（目安）に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応することが必要である。³

2 基準時

不登校重大事態に該当するか否かの判断は、法的には「児童等が相当の期間学校を欠席」した時点で行うものとされている。しかし、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、踏み込んだ準備作業（既に実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録の記載内容の確認など）を行う必要がある。

また、調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合や、いじめはあったものの相当の期間の欠席（30日（目安））との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。

3 「認める」

ここにいう「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって、学校又は設置者が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、学校又は設置者が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、い

³ 「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」（平成27年3月31日付け26文科初第1479号初等中等教育局長通知）において、病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、3日を目安に校長等へ報告を行うとしており、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は学校が設置者に報告を行うとしている点に留意しなければならない。

じめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

第3 不登校重大事態発生時の措置

1 発生の報告

(1) 報告先

学校は、不登校重大事態に該当すると判断したときは、その旨を

- 国立大学法人の附属学校は当該国立大学法人の学長を経由して文部科学大臣へ⁴
- 公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長へ
- 私立学校は当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事へ
- 学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長へ

それぞれ報告する。

(2) 報告内容(例)

- ① 学校名
- ② 対象児童生徒の氏名、学年、性別等
- ③ 欠席期間
- ④ 報告の時点における対象児童生徒の状況
- ⑤ 重大事態に該当すると判断した根拠

(3) 報告時期等

報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」(基本方針)行うものとされている。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。

(4) 教育委員への迅速な報告等

公立学校において発生した不登校重大事態については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、各教育委員に説明すべきである。そのため、公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。

また、首長の判断により総合教育会議が招集された場合は、当該不登校重大事態への対処につき首長部局との間で協議し、調整を図る。

なお、不登校重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれること

4 文部科学大臣への報告には「児童生徒の事件等報告書」を様式として活用することも可能である。

から、教育委員会会議や総合教育会議において不登校重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。

2 調査の実施

(1) 調査主体の決定

設置者と学校のいずれが調査を行うかは、個別の不登校重大事態ごとに、設置者が決定する。不登校重大事態に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きい。そこで、学校が調査に当たることを原則とする。

ただし、従前の経緯や事案の特性、児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると設置者が判断する場合⁵には、設置者において調査を実施する（その場合も、学校は主体的に調査に関わることが重要である。）。また、学校が調査主体となると決定した場合でも、調査を進める中で、必要に応じ調査主体を設置者に変更し、引き続き設置者で調査を実施することも考えられる。

なお、学校が調査主体となる場合、設置者は学校に対して必要な指導や（人的措置も含めた）適切な支援を行わなければならない（法第28条3項）。

(2) 調査組織

調査は、設置者又は学校の下に「組織を設け」て行うものとされている（法第28条第1項）。設置者又は学校は、調査組織を設けたときは、直ちに調査に着手するものとする。

（留意事項）

○ 設置者が調査組織を設ける場合

設置者が内部に調査組織を設ける場合と、いわゆる第三者委員会を設ける場合とが想定されるが、教育委員会に第三者委員会を設ける場合、その役割が教育委員会事務局の内部に設けられた調査組織による調査の補助にとどまるのであれば、その設置に際して条例の制定を要しない一方、第三者委員会に調査権限を付与するなど、教育委員会事務

5 具体的には、例えば、学校と関係する児童生徒の保護者間のトラブルが非常に深刻化しておりもはや関係修復が難しい場合や、大きく報道されているなど、学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合を指す。

局からの独立性が高い組織とする場合は、教育委員会の附属機関となる以上、その設置に際して条例を制定する必要がある。

なお、設置者が内部に設けた調査組織が調査をする場合であっても、対象児童生徒が今後教育を受けるためにはいじめの存否に係る事実関係について詳細な事実認定が必要と判断されるときは、弁護士や警察OB等、事実認定に長けた外部の専門家に依頼し、学校が収集した情報の分析を依頼することも検討する。

○ 学校が調査組織を設ける場合

法第22条に規定するいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を母体とする調査組織を校内に設けて調査する場合と、いわゆる第三者委員会を設ける場合とが想定される。

なお、いじめ対策組織を母体とする調査組織が調査をする場合であっても、対象児童生徒が今後教育を受けるためにはいじめの存否に係る事実関係について詳細な事実認定が必要と判断されるときは、弁護士や警察OB等、事実認定に長けた外部の専門家に依頼し、学校が収集した情報の分析を依頼することも検討する。

（3）調査の実施方法

主として、対象児童生徒、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する児童生徒等を対象とした聴取による調査を実施する。

聴取事項としては、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等が想定される。

なお、不登校重大事態の場合は、重大事態に至った時点で調査の準備作業が相当進んでいることから、調査は、それらの準備作業を整理する作業が中心となることが想定される。

ア 基本姿勢

対象児童生徒からの聴取に際しては、徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示し、いじめを行った児童生徒に対しては、その行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導を行うことを基本とする。

イ 対象児童生徒からの聴取にこだわらないこと

対象児童生徒の中には、その原因を話したがる者もいることを踏まえ、無理に対象児童生徒からの聴取を行うのではなく、周囲の児童生徒や教職員等から多角的に情報収集するなど、状況に応じた柔軟な対応が必要である。

ウ 方法の工夫等

聴取に際しては、自由に話させる、聴取を行う者の主観で発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問（二者択一等でなく回答内容が児童生徒に委ねられるような質問）をするなどの点に留意する。ただし、必要に応じ、ある行為をしたか否かを具体的に問うといった方法を探ることも検討する。

エ 聴取の環境や時間帯についての配慮

関係児童生徒からの聴取に際しては、特に聴取の環境や時間帯に配慮する。また、事前又は事後に保護者へ聴取内容を知らせ、家庭との連携を円滑に行うよう配慮する。

オ 平素からの報告及び記録の重要性についての意識涵養

調査を実施する前提として、各教員が、日常からいじめの疑いがある行為をいじめ対策組織へ報告し、組織的に共有した上で記録することが重要であり、校内研修等を通じ、報告及び記録の重要性についての意識を涵養しておく必要がある。

カ 重大事態に関する教職員の意識啓発の励行

調査を実施する前提として、学校及び設置者は次のような点に留意し、研修等の機会を通じて平素から教職員の意識を啓発しておくことが重要である。

- ① 重大事態の意義及び重大事態発生時の対応を各教員が正確に理解しておくこと
- ② 重大事態の調査は学校と設置者が連携して行うことが重要であること
- ③ 平素から、生徒指導の方針に係る保護者等への説明やいじめを認知し、又はいじめの疑いのある事案に係る情報に接した際の組織的な対応を励行すること

キ 資料の保管

調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、各地方公共団体の公文書管理条例等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい。

(4) 調査結果の取りまとめ

調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、そ

れらを書面として取りまとめる。なお、書面の記載については「報告事項の例」を参照されたい。

(留意事項)

- ・ 対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。
- ・ 不登校重大事態に係る調査を実施中に対象児童生徒が学校復帰した場合は、その時点までの情報を取りまとめれば足りる。

報告事項の例

1. 対象児童生徒
(学校名)
(学年・学級・性別)
(氏名)
2. 欠席期間・対象児童生徒の状況
3. 調査の概要
(調査期間)
(調査組織及び構成員)
(調査方法)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
4. 調査内容
 - ① 行為Aについて
 - ② 行為Bについて
 - ③ 行為Cについて

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。

 - ④ その他（家庭環境等）
 - ⑤ 調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）
5. 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
6. 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長（又は設置者）の所見

3 今後の支援方策

調査した内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、対象児童生徒が学校に復帰できるよう、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、今後の支援方策を検討することが重要である。その際、「児童生徒理解・教育支援シート」等の既存の資料を活用する。

(留意事項)

- ・ いじめがあったとの事実が確定された場合は、いじめを行った児童生徒への指導・支援方策についても記載する必要がある。
- ・ 対象児童生徒が不登校となっていることを踏まえ、支援方策をまとめるに当たっては、欠席している間の学習面・健康面の支援が必要であることにも留意する必要がある。

4 対象児童生徒・保護者への情報提供

法第28条第2項は、設置者又は学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものと定めている。

そのため、調査主体は、調査結果（今後の支援方策や再発防止策を含む。）を取りまとめた後、その内容を対象児童生徒及びその保護者に説明するものとする。その際、調査結果を取りまとめた書面を法定の報告先へ提出する際に、希望があれば、対象児童生徒又はその保護者の所見を記載した文書を添えることができる旨を説明する。

なお、上記説明に際しては、いじめを行ったとされる児童生徒を含む関係児童生徒のプライバシー保護にも配慮する必要がある。具体的には、公立の学校の場合は当該地方公共団体の個人情報保護条例において、国立の学校の場合は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律において、私立の学校の場合は文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインにおいて、それぞれ個人情報の第三者提供に関するルールが定められている以上、その範囲内で可能な限りの情報を提供する。

（留意事項）

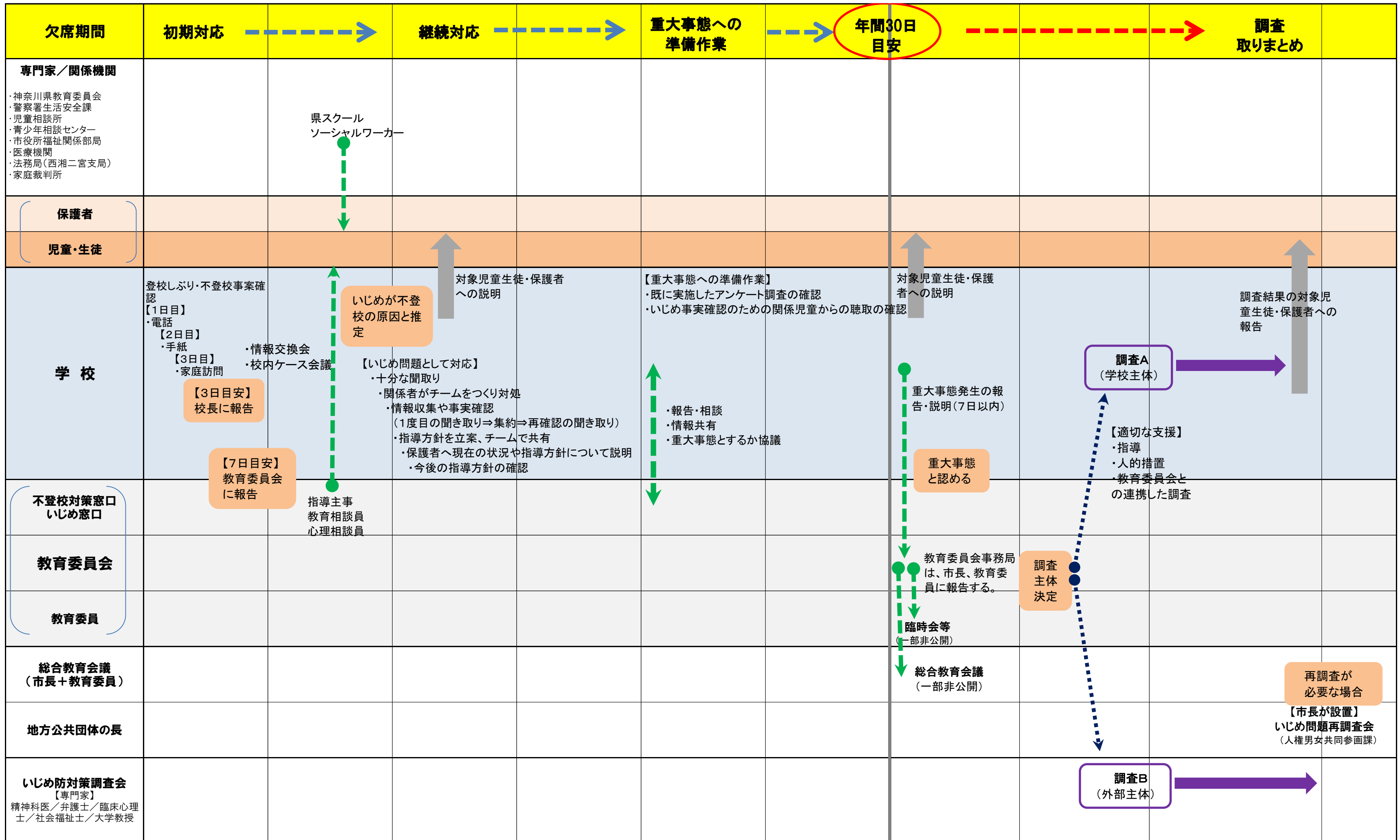
- ・ 不登校重大事態に至る可能性のある事案については、重大事態に至る相当前の段階から調査の準備作業が進められる結果、重大事態に至る時点では、既に相応の情報が収集・整理された状態に至っていると考えられる。欠席が30日に到達する前後には、提供できる情報の範囲について具体的な方針を立て、重大事態に至った際にいじめを受けたとされる児童生徒及び保護者へ説明できるよう準備する。
- ・ 同時に、調査の対象となった児童生徒及びその保護者に対しても、対象児童生徒及びその保護者に調査結果を情報提供する旨を説明する。
- ・ 調査の結果、いじめがあったとの事実を確定した場合は、いじめをした児童生徒に対し、いじめは許されない行為であることを学校と家庭が連携して指導する必要があることから、当該児童生徒に加えてその保護者にも調査結果を情報提供する。その際、あらかじめ、対象児童生徒及びその保護者に対し、いじめをした児童生徒とその保護者に調査結果を情報提供する旨を伝え、理解を得るように努める。なお、いじめをした児童生徒とその保護者に対する情報提供に際しても、対象児童生徒のプライバシー保護に配慮すべきは当然である。
- ・ 当該重大事態に係るいじめそのものは一定の解消が図られた場合であっても、引き続き不登校の状況が継続することも少なくない。学校及び設置者は、対象児童生徒及び保護者に対し、調査結果のみならず学校復帰の支援策を提示し、理解を得るよう努める。

5 結果についての地方公共団体の長等への報告

調査結果を書面に取りまとめた後、当該書面をもって法定の報告先へ報告する。報告を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ法第28条1項の規定による調査の結果について調査（いわゆる再調査）を行うことができるとされているので、再調査が行われる場合は、学校及び設置者は、調査を通じて得られた資料の再調査組織への提供その他の協力をする。

（留意事項）

- ・ 公立学校における重大事態に係る調査結果については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、教育委員会会議において、事務局から各教育委員に直接説明すべきである。
- ・ ただし児童生徒の個人情報が多く含まれることから、会議を一部非公開とし、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。



【不登校で困ったら・・・】

登校しぶりや不登校に関する事案の認知

学校での対応 (基本…1日目電話、2日目手紙、3日目家庭訪問)

- ・ 学年等チームでの対応、保護者との連携
- ・ 教育相談コーディネーターや登校支援担当者のリーダーシップ
- ・ 校内支援室の有効的活用
- ・ スクールカウンセラーとの連携
(ハートカウンセラー、不登校生徒訪問相談員の活用) など
- ・ 校内ケース会議の開催など

学校だけでは対応が難しい

学校で対応する

教育指導課相談係 教職員相談電話 へ連絡
33-1732

緊急性なし

虐待等の緊急性あり

虐待通告(子育て政策課、児童相談所)
警察への連絡など

指導主事・教育相談員・心理相談員・県スクールソーシャルワーカー

- ・ 教育相談員による相談活動 ・心理相談員によるカウンセリング
- ・ 心理相談員による発達検査
- ・ 家庭支援の視点から行うケース会議の実施(スクールソーシャルワーク)
- ・ ケース会議のコーディネート・関係機関へのつなぎ・小中合同ケース会議など

支援計画の決定、計画に基づいた支援の実行

学校の

いじめ初期対応のポイント

学校は子どもたちの命を預かり育むところです。

誰にとっても、安全で安心できる学びの場でなければなりません。

しかし、残念ながらその学校で、生命・身体の安全が脅かされるいじめが起きています。

このような現状において、教育に携わる私たちに

「いじめ」を受けて苦しんでいる子どもたちを早期に発見し支援すること。

「いじめ」の加害者、周囲の子どもたちに適切な指導・支援をすること。

「いじめ」という問題を通し、すべての子どもたちに、他者の存在を思いやり、規範意識を高め、社会のルールを守る力を育てること。

等が、問われ求められているのではないのでしょうか。

学校がいじめ問題を早期に解決するには、初期対応が重要！！

初期対応を適切に行うには教職員が一人で悩まず、チームで対応することが必要です。

ポイント1

いじめ？ 「思いに寄り添い受け止める」

いじめかな？と思ったら、まずその子にかかわって、しっかり受け止める。

ポイント2

チームで！「学年・学校の課題としてとらえる」

いじめではないかととらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。

ポイント3

事実確認 「情報収集や事実確認を十分に行う」

子どもたち一人ひとりと話し、事実を正確に確認する。

ポイント4

方針立案 「指導方針が学校で共有されている」

事実確認ができたならチームで共有し、それをもとに指導方針を立案する。

ポイント5

保護者連絡「状況や指導方針を保護者に説明する」

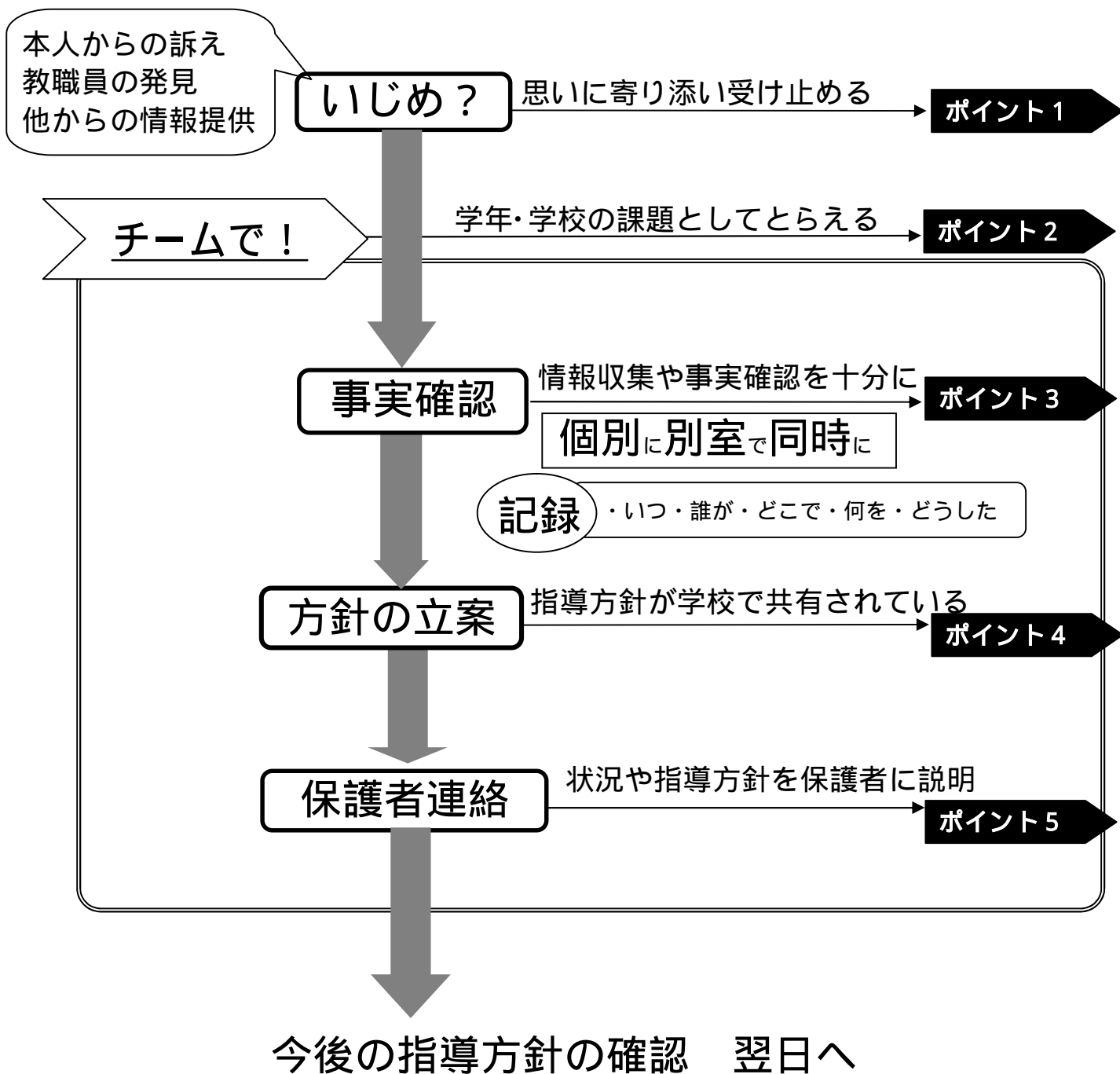
個人的解釈を交えず、経緯と事実を伝え、保護者の話はていねいに聴きとる。

平成25年3月発行

神奈川県教育委員会

学校が「いじめではないか」ととらえたときに、次のような手順で対応することが考えられます。特に重要となる **ポイント** については次頁以降に示しています。

いじめ初期対応のながれ



ポイント1

いじめ？

児童・生徒の不安、保護者の思いに寄り添い受け止める

発見者

いじめかな？と思ったら、まずその子に関わって、しっかり受け止める。

いじめを受けている児童・生徒本人からの訴えや、保護者からの訴えがあった場合は、十分に聞き取る。

不安やつらさをしっかりと受け止めることが、安心感や信頼感につながる。

職員チーム

いじめを受けている児童・生徒を「絶対に守る」こと、そのためには校内の先生方と一緒に対応することを伝える。

関係者がチームを作り、すぐに

- ・ いじめを受けている児童・生徒の心のケアをする。
- ・ 登下校も含めた学校生活を見守り、安全を確保するための役割分担を行う。

ポイント2

チームで！

起きている問題を学年・学校の課題としてとらえる

発見者

「まずは伝えること！」

いじめではないかととらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。

(学年、児童生徒指導担当、管理職等)

日頃からのチームをもとに、事案に応じて関係者がチームを作る。

(例：担任、学年、児童指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

職員チーム

<チームのメリット>

- ・ 多様な情報が得られる
- ・ いろいろな視点から物事を分析できる
- ・ 構成メンバーの持ち味が活かせる

リーダー

中心的な役割(以下、リーダーという。)を決める。

(児童・指導担当、教育相談コーディネーター、学年主任などより)

リーダーの役割として考えられること

- ・ いじめを受けている児童・生徒の安全確保
- ・ 情報収集・事実確認の役割分担
- ・ 関係児童・生徒から収集した情報の集約
- ・ 指導方針の立案や指導の役割分担
- ・ 保護者への説明内容の確認
- ・ その日の対応についてのまとめ など

情報収集や事実確認を十分に行う

職員チーム

チームで事実確認の方法と役割分担を確認する。

- ・ 誰に対してどのような方法で（聞き取り・アンケートなど）
- ・ 役割分担（いつ・どこで・誰が・誰に対して）

< 事実確認において留意すること >

- ・ 時間帯 聞き取りを行うのは原則として学習権を侵害しない時間帯に（休み時間・放課後など）
- ・ 場所 目立たない場所で
- ・ 聞き方 加害・被害ともに事実をしっかりと聞く
- ・ 記録 必ず記録する（様式例）事実確認シート

対象者氏名				(加害者・被害者・目撃者) 該当に			
記録者氏名		聞き取り日時		月	日	: ~ :	場所
いつ	どこで	だれが		どんなことを			
5 / 1	教室 体育館	A B・C		数回たたいた。 にらみ、悪口を言った。			

聞き取りの留意点！

一度目の聞き取り

一度目の聞き取りを、時間を決め分担して個別に別室で同時に実施（リーダーは待機）

集約

決められた時間になったら、集まって、聞き取った内容をリーダーに報告（このときに聞き取りを行っている児童・生徒はその場に待機させる）

再確認

食い違う点について再度聞き取る

集約した内容が一致し事実確認ができるまで、 ~ を繰り返す。

ケースによって、対応は臨機応変に！！

< 情報収集・事実確認の例 >

一度目の聞き取り

対象者氏名 Aさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者 山田	聞き取り日時 月 日	13:00 ~ 13:10	場所 図書準備室
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月 日 から	登校時 教室	Bさん Cさん Bさん Cさん	待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 話しかけても無視する。

対象者氏名 Bさん		(<u>加害者</u> ・被害者・目撃者) 該当に	
記録者 川上	聞き取り日時 月 日	13:00 ~ 13:10	場所 図工準備室
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月×日	放課後	Aさん	何もしていない。

再確認



集約

決められた時間になったら、集まって、聞き取った内容をリーダーに報告。このときに聞き取りを行っている児童・生徒はその場に待機させる。

再確認 (下線は再度の聴き取りで得た内容を加筆)

対象者氏名 Aさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者 山田	聞き取り日時 月 日	13:15 ~ 13:25	場所 図書準備室
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月 日 から	登校時 教室	Bさん Cさん Bさん Cさん	待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 <u>話しかけても無視する。Cさんに話しかけるとBさんが連れて行ってしま</u>

加筆

対象者氏名 Bさん		(<u>加害者</u> ・被害者・目撃者) 該当に	
記録者 川上	聞き取り日時 月 日	13:15 ~ 13:25	場所 図工準備室
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月×日	放課後	Aさん	<u>家に帰ってからAさんから電話があり「やっぱり遊べない」と言われた。</u>
月 日	登校時	自分	<u>だからCさんに「Aさんとは話さないほうがいいよ。」と言い、登校時に離れて歩いた。</u>

加筆

指導方針が学校で共有されている

事実確認ができれば、それをもとに指導方針を立案し、チームで共有する。

立案にあたって、次のことに留意する。

< 被害児童・生徒 >

- ・ 本人の安全確保、心のケアと継続的な見守りの視点
- ・ 本人や保護者とのこまめな情報交換

< 加害児童・生徒 >

- ・ その行為は人権侵害であるという毅然とした指導
- ・ 本人が抱える思いを受け止め、問題行動の背景や要因を探る
- ・ 保護者へのこまめな連絡により家庭と学校の指導の連携を図る

初期対応は次の視点を忘れずに指導する。

このできごとを通して、教育として「子どもたちに何を学ばせたいか」

< 被害児童から訴えがあった場合の指導方針の例 >

被害 児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童・生徒の思いをていねいに聞き取る。「困っていること」を聞く。() ; 担任など、役割分担を記入) ・ 被害児童・生徒の安全を守る見守り体制をつくる。()
加害 児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害児童・生徒に対し、被害児童・生徒が「困っていること」(またはそう思われる可能性のあること)をすぐにやめるように指導する。 ・ その行動をとった理由や気持ちを聞く。() ・ 加害児童・生徒のとった行動は絶対にすべきでないことを指導する。() ・ 「どうすべきだったか」という謝罪の気持ちをつくり、今後は「どうすればよいか」という前向きな姿勢をつくる。()
周囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでのいじめに関するアンケートをチェックし、本事案に関する記載やその他気になる記載について再確認する。(各担任)
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害及び加害児童・生徒の保護者への説明内容(客観的事実・指導方針・現状・家庭での支援の依頼)の確認() ・ 家庭訪問(又は電話)で保護者に説明()

ポイント5 ▶ 保護者連絡

現在の状況や指導方針について説明

職員チーム

直接、保護者へ説明。家庭訪問。電話連絡。

事実についての説明には、推測や個人的な解釈は交えない。

保護者の話はていねいに受け止め、安心感が持てる話し方をする。

随時経過を報告することを約束する。

学校だけでなく、家庭での指導についても「一緒に考えましょう」という姿勢で！

保護者との信頼関係づくりへつながる。



今後の指導方針の確認 翌日へ

リーダー

本日の対応についてリーダーがまとめ、翌日の指導につなげる。

< 指導の状況 >

< 保護者説明の状況 >

- ・ やり取りの内容
- ・ 保護者の受け止め方
- ・ 家庭での指導の協力

< アンケート再確認の状況 >

学校

確認する視点。

- ・ 子どもへ直接かかわる先生の動き
- ・ 学校として（管理職）の役割
- ・ P T A等、関連機関との関わり

ここからのページは、事例をもとにした研修のページです。

観察のポイント

学校生活では様々な場面で、子どもたちからのサインをキャッチすることができます。

< 登校時・朝の会 >

遅刻・欠席（ぎりぎりの登校）
表情が暗く元気がない・無理に明るい
あいさつの声が小さい（しない）・いつもと違う
体調不良を訴える

< 授業中 >

忘れ物が増えた
成績や学習意欲が低下する

< 休み時間 >

一人で過ごしている
遊びと称して友達とふざけあっているが、表情がさえない
トイレ等にこもっていることが多い
ケガや傷が多い、服を汚す
教員にまとわりつく、寄ってくる

< 昼食時 >

食欲がない

< 帰りの会・下校時 >

なかなか下校しようとしな
あわてて下校する

< 部活動 >

欠席が増える
参加意欲が低下している

< 学校生活全般 >

保健室によく行くようになる
弱いものにあたる
ある子の所にゴミが置かれている。
衣服に足跡などがついている

あのときの山田先生...

ある日、Aさんの保護者から「うちの子がいじめにあっているようである。」と電話があった。

担任の山田先生は、日頃から児童には「いじめは絶対にいけない。」と話していることから、自分のクラスに限っていじめはないだろうという気持ちもあり、「そんな様子はありませんよ。気にしすぎではないですか。」と話し、電話を切った。

教室で休み時間にAさんの様子を見ると、一人で本を読んでいる。「みんなと遊ばないの。」と声をかけると「もうすぐ読み終わるから、この本を読んでしまいたい。」という返事であった。本好きのAさんのことだから、学校の休み時間にも読書がしたいのだと思い、邪魔にならないように教室を出た。

次の日、Aさんの保護者から「いじめの相談をしたのに先生は全く対応していない。もう学校に行かせない。」という電話がかかってきた。

よく思い出してみると、数日前の朝、登校してくる子どもの様子を見ていたとき、普段は友だちと連れ立って登校するAさんが一人で歩いて来る姿が見えた。ひょっとしてあのときから...

では、タイムマシンで、数日前の朝に戻って、いじめの初期対応を考え直してみましよう。



山田先生の いじめ初期対応

いじめ？

ある朝、山田先生が登校してくる子どもの様子を見ていると、5年1組のAさんが一人で歩いて来る姿が見えた。Aさんは普段は友だちと連れ立って登校するので、山田先生は「おや」と思った。

山田先生は2組の川上先生に「Aさんが一人で登校してきて、表情がさえない気がして気になる。」と話した。川上先生は「私も様子を見てみるね。」と答えてくれた。



始業前に、山田先生は教室にAさんや学級の子もたちの様子を見に行ったら、BさんがCさんをAさんから引き離すようにして廊下に出て行くところが見えた。

山田先生がAさんに「おはよう。」と話しかけると、「おはようございます。」と答えたが元気がない。山田先生が「何かあったの?」と聞くとAさんは「なんでもなし」と返事をした。

山田先生はAさんに授業の準備を手伝ってもらいながらいろいろと世間話をした。すると、Aさんの表情が少しずつ明るくなってきたので、山田先生は職員室に戻った。

川上先生は、BさんがCさんと廊下で「Aさん」の名前を出してこっそり話しているところに通りかかった。

チームで!

川上先生も職員室に戻り、その様子を山田先生に話した。そこで、教育相談コーディネーターを中心（リーダー）としてチームで対応することとした。

メンバー

教育相談コーディネーター、5年1組担任（山田先生）、
5年2組担任（川上先生）、養護教諭、専科担当（田村先生）、管理職

共有した情報

山田先生から

Aさんの孤立状態

川上先生から

Bさん、Cさんの様子

養護教諭から

昨日の休み時間にAさんがひとりでふらっと保健室にきたこと

田村先生から

授業中二人組みを作るときにAさんがひとりになり調整したこと

安全確保

Aさんの安全確保のために、担任を中心にAさんから目を離さないようにすることを確認し、取り急ぎ今日のAさんの見守りの役割分担を決めた。

- ・ 1・2時間目 山田先生
- ・ 休み時間 教頭
- ・ 3・4時間目 山田先生
- ・ 給食・清掃・昼休み 聞き取りを山田先生が行う それ以外は教頭
- ・ 5時間目 音楽 田村先生
- ・ 6時間目 山田先生
- ・ 帰宅 担任が送りながら家庭訪問

事実確認の方法

個別に別室で同時に聞き取りを行い、事実の確認をする。その上でチームで指導方針を立案する。

聞き取りを行う時間：昼休み

対象と役割分担・場所

Aさん：山田先生 図書準備室

Bさん：川上先生 図工準備室

Cさん：田村先生 音楽準備室

教育相談コーディネーターは廊下で待機、時間を決めて聞き取った内容を集約する

確認中には子どもたちはそれぞれの部屋に待機

事実確認

事実確認シート

対象者氏名		Aさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者		山田		聞き取り日時 月 日 13:00~13:10 場所 図書準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
月 日	登校時	Bさん	待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 話しかけても無視する。		
から	教室	Cさん			
		Bさん Cさん			

対象者氏名		Bさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者		川上		聞き取り日時 月 日 13:00~13:10 場所 図工準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
月×日	放課後	Aさん	何もしていない。		

対象者氏名		Cさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者		田村		聞き取り日時 月 日 13:00~13:10 場所 図書準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
月 日	登校時	Bさん	Bさんが「Aさんとは話さないほうがいいよ。」と言った。理由は、Bさんが、昨日の放課後にAさんと遊ぶ約束をしていたのに、Aさんが家に帰ってから急に「遊べない」と電話で断ったから。だから登校も離れて歩いた。 Aさんを無視した。		
	教室	自分とBさん			

教育相談コーディネーターが集約し、再度聞き取る内容の確認

「他の人が言っていることと違うところがある、よく思い出してみてください」と語りかけ、昨日からBさんとCさんが、Aさんを無視している状況について聞き取る。

Aさんには、どのように思っているかを聞き取り、絶対に守ることを伝える。

再確認

事実確認シート（下線は再度の聞き取りで得た内容に加筆したもの）

対象者氏名		Aさん		（加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者）該当に	
記録者		山田		聞き取り日時 月 日 13:15～13:25 場所 図書準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
月 日	登校時	Bさん	待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 <u>話しかけても無視する。Cさんに話しかけるとBさんが連れて行ってしまふ。</u>		
から	教室	Cさん			
		Bさん			
		Cさん			

Aさんの思い

「突然無視されてとても悲しい。何がなんだか分からない。学校に来たくない。無視するのをやめて欲しい。」

Aさんの気持ちを受け止め「絶対にやめさせること」「Aさんが安心して学校に来られるようにすること」を伝え、今後も何かあったら必ず話すことを確認した。

対象者氏名		Bさん		（ <u>加害者</u> ・被害者・目撃者）該当に	
記録者		川上		聞き取り日時 月 日 13:15～13:25 場所 図工準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
月×日	放課後	Aさん	昨日の放課後、Aさんと遊ぶ約束をしたのに、家に帰ってからAさんから電話があり「遊べない」と言われた。 <u>だからCさんに「Aさんとは話さないほうがいいよ。」</u> と言い、登校時に離れて歩いた。 <u>Aさんを無視した。</u>		
月 日	登校時	自分			
	教室	自分とCさん			

対象者氏名		Cさん		（ <u>加害者</u> ・被害者・目撃者）該当に	
記録者		田村		聞き取り日時 月 日 13:15～13:25 場所 図書準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
月 日	登校時	Bさん	Bさんが「Aさんとは話さないほうがいいよ。」と言った。理由は、Bさんが、昨日の放課後にAさんと遊ぶ約束をしていたのに、Aさんが家に帰ってから急に「遊べない」と電話で断ったから。だから登校も離れて歩いた。 <u>Aさんを無視した。</u>		
	教室	自分とBさん			

教育相談コーディネーターが確認した事実を整理

Bさんが、昨日の放課後にAさんと遊ぶ約束をしていたのに、Aさんが家に帰ってから急に「遊べない」と電話で断ったことから、BさんがCさんとともにAさんを無視した。

Aさんは「無視するのをやめて欲しい」と願っている。

方針の立案

事実確認により「BさんがCさんとともにAさんを見捨てている。」Aさんは「見捨てるのをやめて欲しい」と願っていることがわかった。

確認した事実に基づいて、チームで指導方針を立案し、誰が何をやるかについて役割を分担し、共通理解を図った。

< 指導方針 >

/ 作成	その日に行うこと
Aさん (被害)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中の観察・安心できる居場所づくり（担任・学年・専科担当・養護教諭） ・A B C 3人の状況を見て、当事者同士の話し合いをもつことが適切であると判断できれば当事者間の関係修復の話し合い（担任） ・保護者への説明内容（客観的事実・指導方針・現状・家庭での支援の依頼）の確認（教育相談コーディネーター・管理職・担任） ・家庭訪問にて保護者に説明（担任） ・保護者説明の状況の報告（担任）
Bさん (加害)	<ul style="list-style-type: none"> ・見捨てることをすぐにやめさせる。（担任） ・Bさんのとった行動は絶対にすべきでないことを指導する。（担任） ・見捨ててしまった理由や気持ちを聞く。（担任） ・どうすべきだったかを考えさせ、謝罪の気持ちをつくる。（担任） ・A B C 3人の状況を見て、当事者同士の話し合いをもつことが適切であると判断できれば当事者間の関係修復の話し合い（担任） ・保護者への説明内容（客観的事実・指導方針・現状・家庭での指導の依頼）の確認（教育相談コーディネーター・管理職・担任） ・家庭訪問にて保護者に説明（担任） ・保護者説明の状況の報告（担任）
Cさん (加害)	<ul style="list-style-type: none"> ・見捨てることをすぐにやめさせる。（担任） ・Cさんのとった行動は絶対にすべきでないことを指導する。（担任） ・Bさんと一緒に見捨ててしまった理由や気持ちを聞く。（担任） ・どうすべきだったかを考えさせ、謝罪の気持ちをつくる。（担任） ・A B C 3人の状況を見て、当事者同士の話し合いをもつことが適切であると判断できれば当事者間の関係修復の話し合い（担任） ・保護者への説明内容（客観的事実・指導方針・現状・家庭での指導の依頼）の確認（教育相談コーディネーター・管理職・担任） ・電話にて、保護者に説明（担任） ・保護者説明の状況の報告（担任）
周辺の 児童	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのいじめに関するアンケートをチェックし、A B C 3人に関連する記載やその他気になる記載について再確認する。（全校）

< Aさん、Bさん、Cさんへの指導：放課後 >

Aさんの安全確保を行い、担任からBさんCさんがもう無視はしないこと、Bさんが無視してしまった気持ちをていねいに伝え、Aさんからも「昨日、Bさんに対して、約束したのに急に遊べなくなってしまった理由をきちんと説明しなかった。」と振り返った。

担任がBさんCさんに対して指導を行った結果、BさんCさんが「Aさんをお無視してしまったとき、自分もいやな気持ちがあった。」「自分のしたことは間違っていた。Aさんを傷つけてしまった。」「Aさんに謝りたい。」と話した。

担任がそれぞれの話をていねいに聞いたことで3人の気持ちが落ち着いて、話し合える状況であると判断し、担任と教育相談コーディネーターが同席して話し合いをもつことにした。

保護者連絡（下校について）

担任から3人の保護者に帰宅が遅くなることについて次のように電話連絡をした。「（挨拶）...今日友だちとトラブルがあって、　　さんに話を聞いたところ、今日の内によく聞いておきたいと思いますので、少し下校が遅くなります。詳細は後ほどお知らせします。」

< 3人の話し合い：放課後 >

BさんCさんがAさんに謝り、その後Aさんも前日に約束が果たせなかった事情を話した。

担任は3人に対して、「約束がなくなってがっかりする」「怒って攻撃したくなってしまう」気持ちは誰にでもあること、しかし、その気持ちを相手が理解できるような言葉で伝え、相手の立場に立って考えることが大切であることを確認した。

始めは緊張した面持ちの3人であったが、話し合う中でほっとした表情に変わった。

3人には、家に帰ったら今日の出来事を自分の言葉で保護者に伝えるように話した。

保護者連絡（状況や指導方針）

Aさん、Bさん、Cさんを送りながら、Aさんの家庭訪問を行うことにした。教育相談コーディネーターが保護者に伝える内容について次のように確認した。

- ・ 朝の3人の様子がおかしいことに気づき、3人から聞き取ったところ次のことが分かった。

「Bさんが、前日のAさんとの約束が急に断られた事情が分からず、CさんとともにAさんを無視してしまった。」

「Aさんは理由も分からず無視されて悲しい気持ちになった。」

「3人の話をよく聞いて指導したところ、BさんCさんがAさんに謝り、AさんもBさんに前日の理由を説明した。」

- ・ これからは気持ちを言葉で表現できるように指導し、3人の表情が明るくなった。

- ・ BさんCさんの気持ちもていねいに聞いた。

- ・ BさんCさんの正直に話し、素直に謝ることができたことは大切にしたい。

- ・ 家庭でも話をよく聞いてもらい、学校と一緒に指導していくこと。

- ・ 学校でもチームで継続して対応する。

- ・ 気になることがあれば学校に連絡してもらおう。

保護者の話もていねいに受け止める。

< Aさんの保護者への説明 >

Aさんを送りながら、Aさんの家に家庭訪問し保護者に上記の内容を伝えた。

Aさん本人の表情が明るく、安心している様子を見て、保護者も安心した様子であった。

何か気付いたことがあれば、今後も連絡を取り合うことを確認した。

< BさんCさんの保護者への説明 >

BさんCさんの保護者には電話にて上記の内容を伝えた。

本人から話があると思うので、時間を取って聞いてあげて欲しい。

何か気付いたことがあれば、今後も連絡を取り合うことを確認した。

このあと、本日の対応について、次の3点について教育相談コーディネーターが集約した。

<指導の状況>

<保護者説明の状況>

- ・ やり取りの内容
- ・ 保護者の受け止め方
- ・ 家庭での指導の協力

<アンケート再確認の状況>

翌日からの指導に向け、チームでそれぞれの指導目標を次のように確認した。

<学期の終わりまでに行うこと>

- ・ Aさん 安心して学校生活を送ることができる
- ・ Bさん 自分の気持ちをコントロールし、適切なコミュニケーションが図れるようにする。
- ・ Cさん 他人に流されず、自分で考え行動できるようにする。
- ・ クラス全体 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って接することができるようにする。(道徳・特別活動等で取り組む)

いたずらを発見した佐藤先生の一曰

ある朝、佐藤先生がクラスの靴箱を見て回っていると、生徒の上履きの中に紙切れが入っているのを見つけた。

見ると「死ね」と書いてある。この靴の持ち主はツツヤさんである。

こんなときどうしますか？

佐藤先生は次のように動きました。



いたずらを発見した佐藤先生の日

いじめ？

ある朝、佐藤先生がクラスの靴箱を見て回っていると、生徒の上履きの中に紙切れが入っているのを見つけた。見ると「死ね」と書いてある。この靴の持ち主はタツヤさんである。佐藤先生は、高橋先生へそれを伝えた後、自分は昇降口で生徒たちを迎えた。

チームで！

高橋先生は、職員室で学年の先生たちにその紙を見せた。学年主任は、学校生徒指導担当と管理職へ伝え、朝の打合せで全職員でタツヤさんを守ることを確認した。

一方、佐藤先生が昇降口で、登校してくる生徒に声をかけていると、教室へ行かず廊下にとどまってふざけあっている3名がいた。コウジさん、リョウさん、アキラさんである。

そこへ、タツヤさんが来ると、3名は、じゃれ合いをやめた。タツヤさんを見ている様子である。

タツヤさんが普通に靴を履き替えて階段へ行くと、3人は白けた顔をして教室へ向かった。

そこに高橋先生が来たので、いきさつを話し、佐藤先生はそのまま教室へ行き、朝の読書の時間まで教室で様子を見ることにした。

職員室では、朝の打合せで、木村先生（学校生徒指導担当）が全職員に紙切れのことを伝え、タツヤさんと、その周囲に気を配るよう依頼した。なお、追加情報として高橋先生が先ほどの3名の様子を伝えた。

朝読書のあと、佐藤先生を含む学年の教師たちで対応について協議した。

メンバー

佐藤先生（学級担任）、木村先生（学校生徒指導担当）、青木先生（学年主任）、高橋先生（学年生担）、鈴木教諭（美術科）、スクールカウンセラー、養護教諭、管理職

共有した情報

高橋先生から

佐藤教諭から聞いた、先ほどの昇降口での様子。

鈴木先生から

昨日の美術の授業の様子。コウジさんがタツヤさんの作品を馬鹿にしていたので、叱った。

養護教諭から

3人は、最近、よくいっしょにいるが、コウジさんが仕切っているようだ。

スクールカウンセラーから

先週、1組の女子たちが雑談の中で、最近の3人は嫌な感じと言っていた。

事実確認

事実聞き取り

同時に個別に別室で聞き取りを行い、事実の確認をする。そのあと、チームで指導方針を立案する。

聞き取りを行う時間：放課後

対象と役割分担・場所

タツヤさん：佐藤先生（学級担任） 図書準備室

コウジさん：鈴木先生（美術科） 美術準備室

リョウさん：青木先生（学年主任） 音楽準備室

アキラさん：高橋先生（学年生担） 会議室

木村先生（学校生担）は廊下で待機、10分後に聞き取った内容を確認する
確認中、子どもたちはそれぞれの部屋に待たせておく。

最初に聞き取った内容

対象者氏名 タツヤさん (加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に			
記録者 佐藤 聞き取り日時 月 日 15:00~15:10 場所 図書準備室			
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月 日 から	教室 教室	コウジさん 3人	シャーペンの先で後ろからつついてくる。 3人でこっちを見て笑っているようだ。

対象者氏名 コウジさん (加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に			
記録者 鈴木 聞き取り日時 月 日 15:00~15:10 場所 美術準備室			
いつ	どこで	だれが	どんなことを
最近		タツヤさん	いつも、馬鹿にした目で見ると。頭にくるけど、何にもしていない。

対象者氏名 リョウさん (加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に			
記録者 青木 聞き取り日時 月 日 15:00~15:10 場所 音楽準備室			
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月 日頃 から	教室	コウジさん	「タツヤは反応が面白い」と言って、よくつついたりしている。 自分はやってない。

対象者氏名 アキラさん (加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に			
記録者 高橋 聞き取り日時 月 日 15:00~15:10 場所 会議室			
いつ	どこで	だれが	どんなことを
今朝		リョウさん	今朝3人で早く来て、リョウが「死ね」って書いた紙を、タツヤさんの靴の中に入れた。「反応を見よう」ってコウジさんが言って、昨日決めた。

生徒指導担当が集約し、再度聞き取る内容の確認

「他の人が言っていることと違うところがある、よく思い出してみて」と語りかけ、起こった事実について聞き取る。

タツヤさんには、思いを聞き、絶対に守ることを伝える。

再確認

再度の聴き取りで得た内容

対象者氏名		タツヤさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者		佐藤		聞き取り日時 月 日 15:15 ~ 15:20 場所 図書準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
月 日 から	教室 教室	コウジさん 3人	シャーペンの先で後ろからつついてくる。 3人でこっちを見て笑っているようだ。		

対象者氏名		コウジさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者		鈴木		聞き取り日時 月 日 15:15 ~ 15:20 場所 美術準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
最近	教室	自分	タツヤさんをシャーペンでつついて、反応を見た。		
今朝	昇降口	自分	リョウさんに「死ね」と書いた紙をタツヤさんの靴に入れさせた。		

対象者氏名		リョウさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者		青木		聞き取り日時 月 日 15:15 ~ 15:20 場所 音楽準備室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
月 日頃 から	教室	コウジさん	ときどきシャーペンでタツヤさんをつついている。自分も見て笑ってた。		
今朝	昇降口	自分	コウジさんに言われて、「死ね」と書いた紙をタツヤさんの靴に入れた。		

対象者氏名		アキラさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者		高橋		聞き取り日時 月 日 15:15 ~ 15:20 場所 会議室	
いつ	どこで	だれが	どんなことを		
今朝	昇降口	リョウさん	3人で早く来て、リョウさんが「死ね」って書いた紙を、タツヤさんの靴の中に入れた。「反応を見よう」ってコウジさんが言って、昨日決めた。		
最近	教室	コウジさん	ときどきシャーペンでタツヤさんをつついて反応を面白がっている。		

生徒指導担当が確認した事実を集約

- ・ 昨日、コウジさんの提案で、タツヤさんの靴の中に「死ね」と書いた紙を入れることを決め、今朝、実行した。
- ・ コウジさんがときどき、タツヤさんをシャーペンでつついている。
- ・ タツヤさんは、つつかれることについてなんとも思っていない。

方針立案

すぐに行うこと

- ・ タツヤさんに対する3人の行為をやめさせる。

< 学年の終わりまでに行うこと >

- ・ タツヤさん 安心して学校生活を送ることができる
- ・ コウジさん 自分の気持ちをコントロールし、適切なコミュニケーションが図れるようにする。
- ・ リョウさん、アキラさん 他人に流されず、自分で考え行動できるようにする。
- ・ クラス全体 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場にたって接することができるようにする。

作成	その日に行うこと
タツヤさん (被害)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中の観察 (担任・学年等) ・ 保護者への説明内容 (客観的事実・指導方針・現状)の確認 (生徒指導担当・管理職・担任) ・ 家庭訪問にて保護者に説明 (担任)
コウジさん (加害)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コウジさんのとった行動は絶対にすべきでないことを指導する。(担任) ・ どうすべきだったかを考えさせ、反省の気持ちをつくる。(担任) ・ 保護者への説明内容 (客観的事実・指導方針・現状)の確認 (生徒指導担当・管理職・担任) ・ 家庭訪問にて保護者に説明 (担任)
リョウさん アキラさん (加害)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コウジさんたちのとった行動は絶対にすべきでないことを指導する。(担任) ・ どうすべきだったかを考えさせ、反省の気持ちをつくる。(担任) ・ 電話にて、保護者に客観的事実・指導方針・現状について説明 (担任)
周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ タツヤさんの申し出と教育的判断により全体周知しない

研修資料「いじめかな？と思ったら」

このような相談が児童からありました。

担任のあなたは、いじめかな？と思ったら、どのように指導を行いますか。

「いじめ？」と気付いたときから「保護者連絡」までを検討しましょう。

【事例1】

うちのクラスの男子5～6人のグループで、休み時間にいつも教室でプロレスごっこをしている。1対1で交代しながら技をかけ合っていたみたいだけど、このごろAくんのと看だけ2～3人で攻撃していることがある。それにAくんが技をかけられることが多くなつたみたい。一方的にやられていて苦しそうなときもある。今日も「プロレスごっこやろうぜ」ってAくんを誘っている。Aくんはヘラヘラ笑いながら仲間に入ってるけど、なんか気になる。これっていじめじゃないのかな。

【事例2】

うちのクラスのBくんはいじられキャラ。授業中にちょっと外れたことを言うので「KYB」って呼ばれるようになった。はじめは私もおもしろくてみんなと一緒に笑ってたけど、このごろBくんが普通のことを言ってるのにクスクス笑う子が何人かいる。今日も授業中に一人の子が「KYB、なんかおもしろいこと言えよ。」って言った。Bくんは困った感じで黙ってた。その様子を見て笑ってた子もいたけど、私は笑えなかった。なんか気になる。これっていじめじゃないのかな。

【事例3】

うちのクラスのCさんはおとなしくてまじめなタイプ。掃除の時間もちゃんとまじめにやっている。掃除当番グループはほうきや雑巾、ごみ捨てる順番が曜日によって決まっているんだけど、気がつくといつもCさんが雑巾をやっている。今日は掃除当番グループの一人の子が「委員会があるからお願い」と言ってごみ捨てるまでCさんに頼んでいた。本当はごみ捨てしたって委員会に間に合うのに。その子は「Cさんはえらいね」ってニヤニヤしながら肩をたたいてた。なんか気になる。これっていじめじゃないのかな。

【事例4】

今日、朝教室に入って「おはよう」って言ったのに、誰も返事をしてくれなかった。なんか変な感じがしたけど聞こえなかったのかなって思って、別にそのままにした。1時間目が終わって、音楽室に行くとき仲良しのAに「今日リコーダー持って行くんだっけ？」って聞いたら、「さあ」って言って走って音楽室に行った。何？他の子たちもさっさと行ってしまった。みんなこっちを見ないようにしてるみたい。よそよそしい感じ。気のせい？無視されてる？なんか悲しい。

【事例5】

家が近くていつも一緒に帰る5人組。カバンを持つ遊びをしながら帰っているけど、だんだん楽しくなくなってきた。ジャンケンで負けたらみんなのカバンを持つってルールだけど、このごろ自分ばかりカバンを持ってる気がする。ジャンケンで自分が勝つと、あと出しだとかなんだとか、いろいろ理由をつけて自分が持たされてるような。今日も「一緒に帰ろうぜ」って肩を組んできたけど、なんかいやな感じがする。気のせい？

< 参考一覧 >

- * 1 平成19年2月5日 文部科学省通知
「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm

- * 2 平成22年3月 文部科学省 「生徒指導提要」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm

- * 3 平成24年11月2日 文部科学省通知
「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への
相談・通報について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1327861.htm

- * 4 平成19年4月 総合教育センター
「教育相談事例から考えるいじめとその対応」
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>

- * 5 平成23年3月 神奈川県教育委員会
「中高生の自殺予防に向けた こころサポートハンドブック」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>

- * 6 平成13年11月6日 文部科学省通知
「出席停止制度の運用の在り方について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/013.htm

- * 7 平成22年3月 文部科学省
「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf

- * 8 明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～
平成22年3月 神奈川県立総合教育センター
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>

- * 9 生徒指導リーフ 発達障害と生徒指導
平成24年2月 国立教育政策研究所
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf03.pdf>

- * 10 生徒指導リーフ 特別活動と生徒指導
平成24年6月 国立教育政策研究所
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf06.pdf>

いじめで「重大事態」 対応遅さ批判も 調査組織の設置に10カ月 海老名市立中学校

教育 | 神奈川新聞 | 公開 : 2015/10/15 03:00 更新 : 2016/01/01 17:58 無料公開中

昨秋、海老名市立中学校でいじめが一因とみられる「重大事態」が発生したことが14日までに明らかになった。市が今年4月に施行したいじめ防止条例などにに基づき学校内に第三者を入れた調査組織を設置、事実解明と再発防止の検討を開始した。こうした措置は同条例施行後初めてだが、保護者は申し入れから調査組織の設置まで約10カ月もかかった対応の遅さに不信感を募らせている。

市教育委員会と保護者によると、昨年4月に入学した男子生徒は同6月の昼休みに学校内で複数の同級生から「きもい」「うざい」などの言葉や仲間はずれなどによる嫌がらせ行為を受けた。保護者が相談して学校側は同級生を指導。いったんは、やんだ。

しかし、夏休み明けの同9月に入って同様の行為が再発、男子生徒は精神的に不安定になって同月下旬に自宅で包丁を持ちだして自殺を図ろうとした。男子生徒はこの時期以降、不登校になっている。

保護者は同12月、校長らにいじめ防止対策推進法（2013年9月施行）で策定が義務化された学校基本方針に明記された重大事態に該当するとして適正な対応を求めた。しかし学校側は「重く受け止める」などと回答するにとどまっていた。

基本方針には、重大事態への対処として「いじめにより、生徒の生命、心身などに重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合は市教委と協議の上、いじめ防止対策委員会を校内緊急対応チームとして機能させ、迅速に調査に着手する」と定めている。

同校は今年10月7日になって、この対応チームを設置、事実確認と再発防止の検討を開始。メンバーは校長と市教委担当者ら関係者に精神保健福祉士、臨床心理士の専門家7人からなる。

保護者は「いじめは小学5年生のころから継続しており、中学入学時にも伝えていた。根絶に向けた法律や条例が制定されたにもかかわらず、調査組織の設置があまりにも遅い」などと批判している。

市教委は「調査組織の設置は保護者の申し立てを受けたもの」と説明するが、設置まで約10カ月かかったことについては「嫌がらせ行為を確認する都度、生徒指導しており、これまでの対応は適切と考えている」との認識を示した。

● 学校側など問われる意識／解説

少しでも疑いがあるのなら、まずは調査。2011年に大津市で起きた中学生によるいじめ自殺事件の教訓ではなかったか。

大津の事件では、保身に走った学校、市教育委員会の無責任な対応ぶりが遺族だけでなく社会の批判を浴びた。いじめ防止対策推進法の制定につながり、学校ごとに基本方針を策定するなど対策は強化・早期化された。

海老名市においても、全小中学校で基本方針は策定済み。いじめ根絶に向けて地域全体で取り組もうと包括的な市条例を今年4月に施行、取り組みの先進性をアピールしていた。

そうした最中に今回の事案は進行していた。方針、条例などで形は整ったが、調査組織が申し立てから約10カ月後になるなど運用の仕方に疑問が残る。現場の学校、監督する市教委ともども意識が問われる。

また、いじめが深刻化して悲惨な事件に発展する前に教師らが介入、早期の段階で食い止める対策の重要性が現場に浸透していたのか、検証も必要だ。関係者の不信感を払拭（ふっしょく）するためにも公平・中立な調査が求められる。

複数のいじめ認定 学校対応で「防止も」 13年相模原中2自殺で第三者委

社会 | 神奈川新聞 | 公開 : 2016/03/30 02:00 更新 : 2016/06/21 21:42 無料公開中

相模原市で2013年11月に自宅で自殺した市立中学2年の男子生徒に対するいじめの有無を調査していた市教育委員会の第三者調査委員会は29日、「いじめは複数認められた」とする答申をまとめた。自殺との関連については「いじめだけが原因であるとは断定できない」としつつも、学校がいじめを認識していなかったことを指摘し「学校が対応を行っていれば、自死を防ぐことができた可能性は否定できない」との認識を示した。

調査委は、部活動や同じクラスの生徒とのトラブルのうち、男子生徒が暴言を吐かれたり蹴られたりするなど計8事案のいじめがあったと認定。だが（1）両者が手を出している（2）男子生徒にも原因がある—といった場合でもいじめに該当するケースがあると教諭らは理解せず、いじめとの認識が希薄だったと指摘した。

男子生徒はいじめに苦痛を感じていたにもかかわらず、学校が情報共有や組織的な対応を行わなかったことで、苦痛が蓄積されていったと推定。学校が担任以外による面談実施や専門家の関与などさまざまな対応で苦痛を軽減させていれば、「自死を防ぐことができた可能性は否定できない」と結論付けた。

この日、市役所で会見した調査委の竹下昌之委員長（相模女子大学常務理事）は、「今まで『いじめの累積』はあまり言われてこなかったが、今後そういうことで自死の可能性もあり得ると認識し、学校現場や教育委員会はただちに具体的な対策を取ってほしい」と述べた。

市教委は男子生徒の保護者の求めを受け15年2月、学識経験者や弁護士ら4人で構成する「市子どものいじめに関する調査委員会」に、いじめの有無について調査を諮問していた。

いじめ再発防止へ 「直ちに取り組む事項」可決 相模原市教委

教育 | 神奈川新聞 | 公開 : 2016/04/23 02:00 更新 : 2016/04/23 02:00 無料公開中

相模原市教育委員会は22日に開いた4月定例会で、2013年の市立中学2年の男子生徒の自殺を扱った「市子どものいじめに関する調査委員会」の答申を受けて提案された再発防止策のうち、研修の実施など「直ちに取り組む事項」を可決。今後、中長期的に取り組む事項については、「より具体的になったところで再度提案を受け審議する」とした。

答申では、いじめの捉え方を再確認する重要性を指摘し、市教委に「教職員のいじめ観を改めるため、実効性のある研修その他の措置をとるべきであった」などとしていた。これを受けて「いじめ対応マニュアル」の改定、感情コントロールが苦手な子どもの気持ちの受け止め方を学ぶアンガーマネジメント（怒りの管理）研修、発達障害へ理解を深めるリーフレットの活用などを進める。

いじめ報告義務も

超党派で防止法改正議論

いじめ防止対策推進法が21日、成立から3年を迎えるのを機に、いじめを把握した学校に対し、保護者や教育委員会への報告義務などを超党派の国会議員が検討することが分かった。同法は国や地方自治体、学校がいじめ防止に取り組む責務を定め、付則で施行後3年をめどに現場の状況を踏まえて、法改正を含めた必要な措置を講じる」と明記している。

法施行後もいじめを苦にした自殺は続いており、馳浩文部科学相は共同通信の取材に「自殺事案なども踏まえ、立法府が総括をしてほしい。文科省も全面的に協力する」と、与野党による議論で改正の是非を決めるべきだとの考えを示した。ただ、議員の中には法改正による詳細な規定は、画一的な対応につながることを危ぶむ声もあり、改正の有無は不透明だ。

同法は2013年6月21日に成立、同年9月28日に施行された。国のいじめ防止対策協議会が9月中にもまとめる報告なども参考に

に、秋の臨時国会に向け議論が始まる。

与野党による総括では、自殺や長期欠席などの重大事態に至るのを防ぐため、早期の発見、対処を現場に徹底する方策も焦点になるとみられる。

きっかけとなった大津市でいじめを苦に自殺した中2男子生徒の遺族は2月、いじめの情報を学校が把握した場合、保護者への報告を義務化することなどを馳氏に要望している。

法律の制定に関わった議員の中には「現場の過度な負担にならないよう配慮しつつ、遺族の意向も踏まえ

た改正が必要」と義務化に前向きな声がある。ただ、馳氏自身は「いじめが起きた時に現場が対処するシステムの枠を示したのがこの法律。現場を縛るのではなく、柔軟に対応できるようにしている」と改正には抑

制的な見方を示した。

法律は、学校に防止のための基本方針の策定や対策組織の設置を義務付けている。文科省によると、3月末時点で国公私立の小中高校など全校がいずれも実施している。

しかし、昨年7月の岩手県矢巾町の中2男子自殺では、生徒がノートなどでいじめを繰り返し訴えていたが担任以外に伝わらず、組織的な対応ができていないことが浮き彫りになった。

悲劇「風化させないで」

大津市で2011年、中学2年の男子生徒が過酷ないじめの末に自殺した問題は、多くの人の心に傷を残した。「彼のつらかった気持ちを風化させないで」。遺族を支援する法律事務所のホームページには5年近くたった今も、思い出したようにメッセージが届く。社会や教育現場に対する怒り、悲しみ、憤り。報道が過熱した12年をピークに、寄せられたメッセージは2千通を超えた。

40年以上前、学校でいじめを受けたという59歳の男性は「誰にも言えず、絶望の底にいた。忘れられることも許すこともできない」と、いまだに癒やされない心の内をメールで明かした。

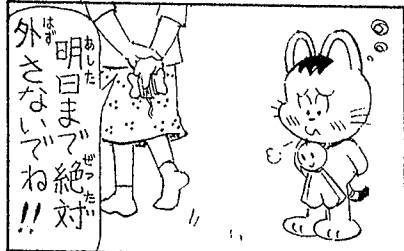
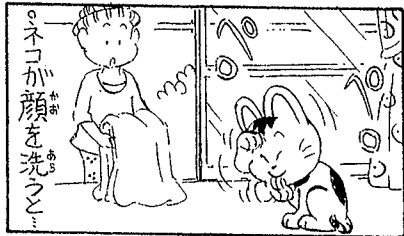
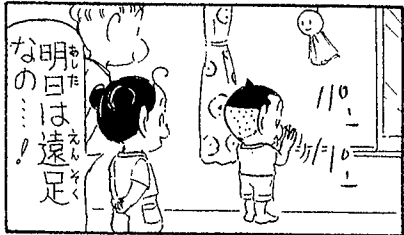
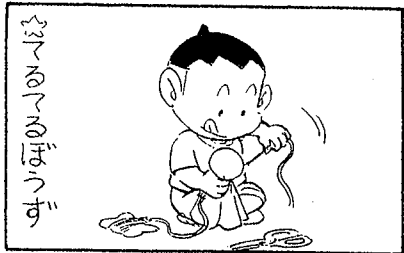
「いつも一人で泣いていた」「居場所がなかった」。ホームページは「行き場のない思い」の受け皿にもなってきた。

メッセージに目を通してきた男子生徒の父親(50)は「追い詰められてきた人がこれだけいる。被害、加害のどちらの立場でも、いじめはナイフのように人を傷つける」と推し量る。

「これまで加害者とされる元同級生3人から謝罪はなく、両者間では民事訴訟が継続中だ。当初は加害側に厳罰を求める過激な内容も多く投稿されていたが、父親は「もし今、3人が心から謝ってくれたら許したい。許さなければいけないと思う」と打ち明ける。

娘が同級生だったという女性は転居の日の朝、男子生徒が見送りに来てくれた思い出を語った。「(望ましい)引越して心折れそうな母子を温かく応援してくれた。大げさかも知れないが、頑張って生きる勇気をくれてありがとう」と長文を寄せた。メッセージは、男子生徒と同世代の子を持つ親からも多く届けられた。

昨年2月の深夜、東京都内のシンブルマザーが送ってきたメールには、強い決意が込められていた。「大人がつくった環境が子どもたちを駄目にした。1人でも、わが子をしっかり見ていきたい。そして周りの子どもたちにも目を配りたい」



本紙購読の申し込みは
0120-446709